

新宿区の財政

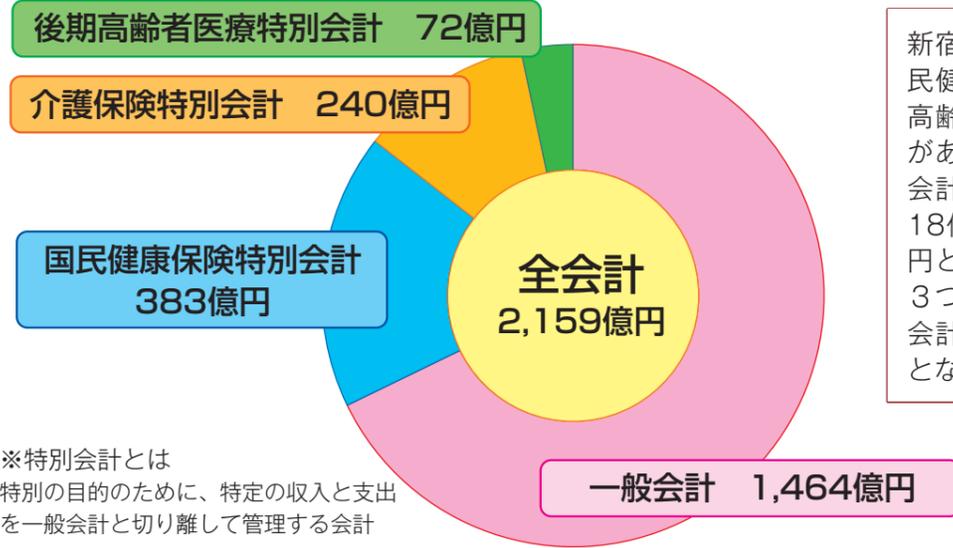


平成30年3月



I 予算規模

平成30年度当初予算（全会計）

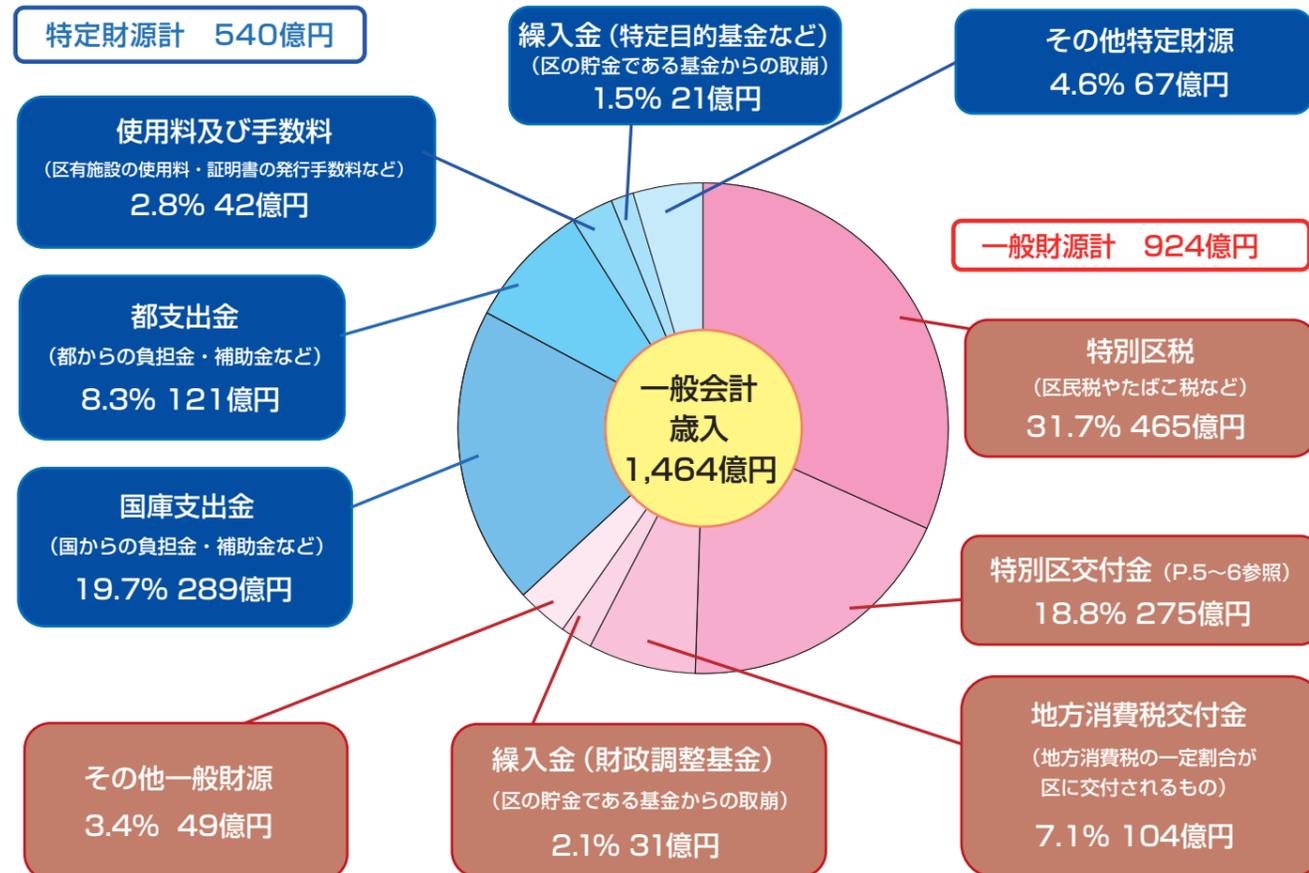


新宿区には、一般会計と、国民健康保険・介護保険・後期高齢者医療の3つの特別会計があります。平成30年度一般会計当初予算は、対前年度で18億円、1.3%増の1,464億円となりました。一般会計に3つの特別会計を合わせた全会計の予算規模は2,159億円となっています。

※特別会計とは
特別の目的のために、特定の収入と支出を一般会計と切り離して管理する会計

収入の内訳 平成30年度一般会計歳入予算

平成30年度歳入予算の一般財源は924億円で、前年度と比較して11億円、1.2%の増となりました。また、特定財源は540億円で、前年度と比較して7億円、1.4%の増となりました。内訳は以下のとおりです。

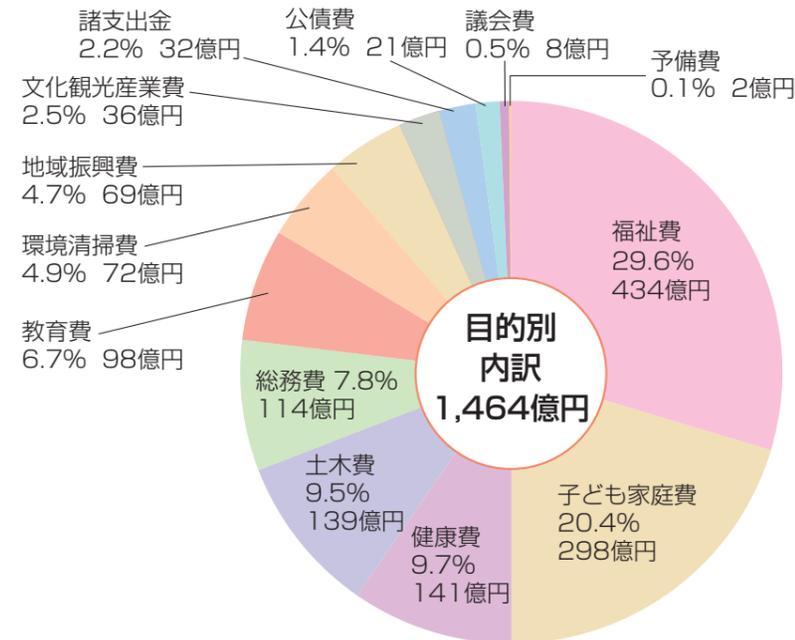


(※) 一般財源 ……使いが特定されず、どのような経費にも使用できる財源
特定財源 ……使いが特定されている財源(国や都の支出金や使用料・手数料など)

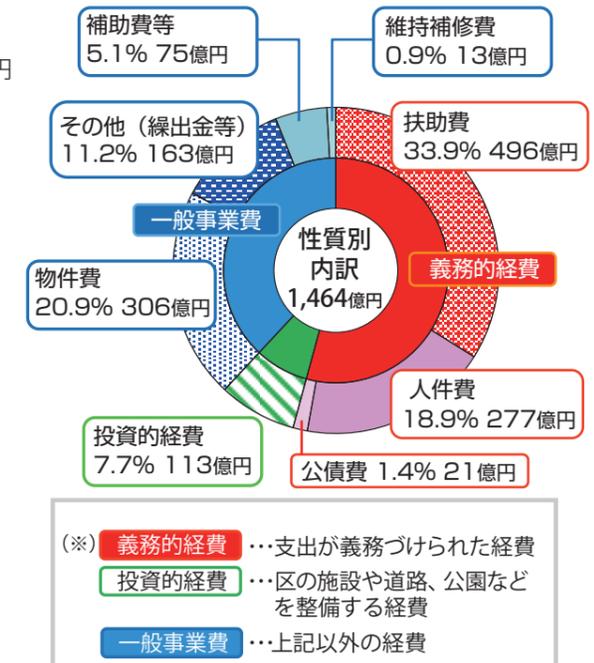
支出の内訳

平成30年度一般会計歳出予算

歳出の目的別内訳は以下のとおりです。



(参考) 性質別内訳



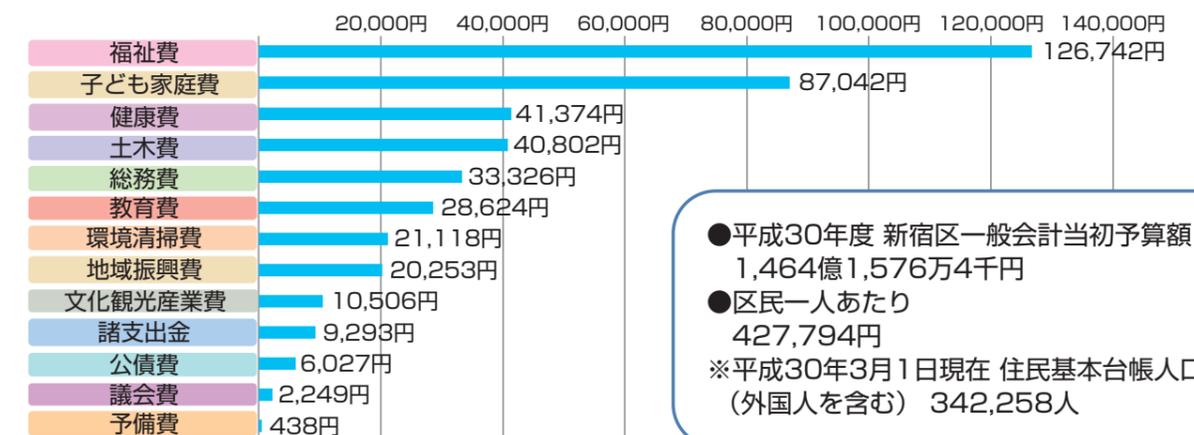
(※) 義務的経費 ……支出が義務づけられた経費
投資的経費 ……区の施設や道路、公園などを整備する経費
一般事業費 ……上記以外の経費

歳出予算(目的別) 1万円あたりの内訳

平成30年度一般会計予算総額を1万円とすると、その内訳は以下のようになります。

福祉費 障害者・高齢者の福祉、生活保護などに 2,963円	子ども家庭費 児童の福祉、子どもの支援などに 2,035円	健康費 健康診断や保健所の事業などに 967円	土木費 道路、公園、都市計画などに 954円	総務費 庁舎管理や防災、選挙などに 779円
教育費 小・中学校、図書館などに 669円	環境清掃費 環境保護、清掃、リサイクルなどに 494円	地域振興費 区民施設の運営、地域振興などに 473円	文化観光産業費 文化・観光・商工振興などに 246円	諸支出金 区の貯金(基金)の積立などに 217円
公債費 区の借入金(区債)の返済に 141円	議会費 区議会の運営に 52円	予備費 予算の不足に備えるために 10円	合計 10,000円	

歳出予算(目的別) 区民一人あたりの内訳



●平成30年度 新宿区一般会計当初予算額
1,464億1,576万4千円
●区民一人あたり
427,794円
※平成30年3月1日現在 住民基本台帳人口
(外国人を含む) 342,258人

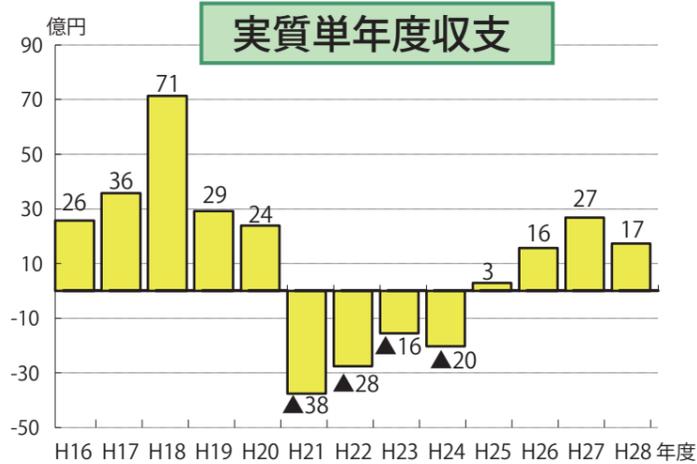
II 財政状況

平成28年度一般会計決算

一般会計決算と各種財政指標（経常収支比率・公債費負担比率）からみた区財政の状況は以下のとおりです。

一般会計決算			
区分		決算額 (百万円)	対前年度 増減率(%)
歳入総額	A	143,629	▲0.1
歳出総額	B	139,778	0.3
歳入歳出差引額 (A) - (B)	C	3,851	▲10.8
翌年度に繰り 越すべき財源	D	359	
実質収支 (C) - (D)	E	3,493	▲17.7
単年度収支	F	▲752	
財政調整基金積立金	G	2,482	8.6
繰上償還金	H	0	
財政調整基金 とりくずし額	I	0	
実質単年度収支 (F)+(G)+(H)-(I)	J	1,730	

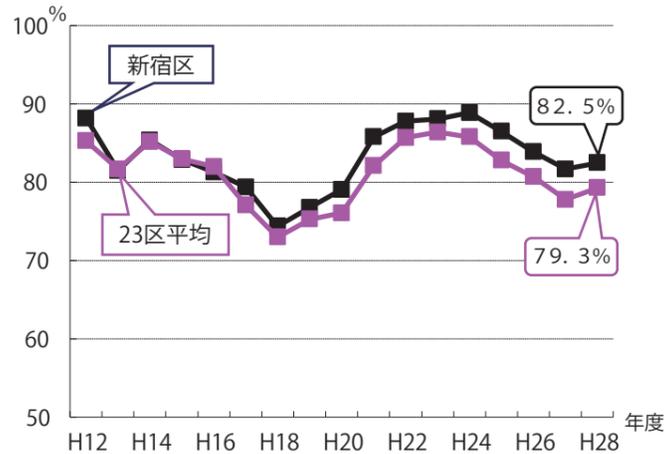
平成28年度一般会計決算では、歳入総額が対前年度0.1%減の1,436億円となり、4年ぶりに減に転じました。一方、歳出総額が対前年度0.3%増の1,398億円となり、過去最大の決算額となっています。また、その年度の財政状況を示す「実質単年度収支」は、プラス17億円となりました。実質単年度収支は、21年度から4年連続で赤字でしたが、25年度以降は、景気が回復基調に転じたことや、これまでの事務事業の見直しなどにより、4年連続で黒字となっています。



*項目毎に四捨五入しているため、差引が合わない項目があります。

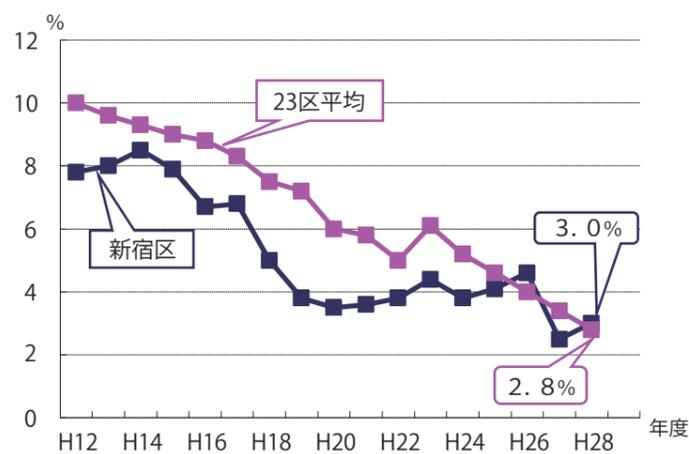
実質単年度収支は、区の貯金である基金（財政調整基金）への積立てや取崩し、また、借入金である区債の繰上げ償還などを行わなかったものとして算出する、その年度の実質的収支をあらわす数値です。平成28年度一般会計決算では、F欄の「単年度収支」は7億5,200万円の赤字となっていますが、G欄のとおり、財政調整基金へ24億8,200万円の積立てをしています。このことを考慮すると28年度は実質的には17億3,000万円の黒字であるということになります。

経常収支比率



経常収支比率は、人件費や扶助費（生活保護や保育委託等に係る経費）など、容易に縮減できない経費に、区税や特別区交付金などの一般財源が、どの程度使われたかを示す指標です。この指標により財政構造の弾力性を判断することができます。通常70~80%が適正水準とされていますが、新宿区は、23区平均の79.3%を上回る82.5%となっており、財政構造が硬直傾向にあります。

公債費負担比率



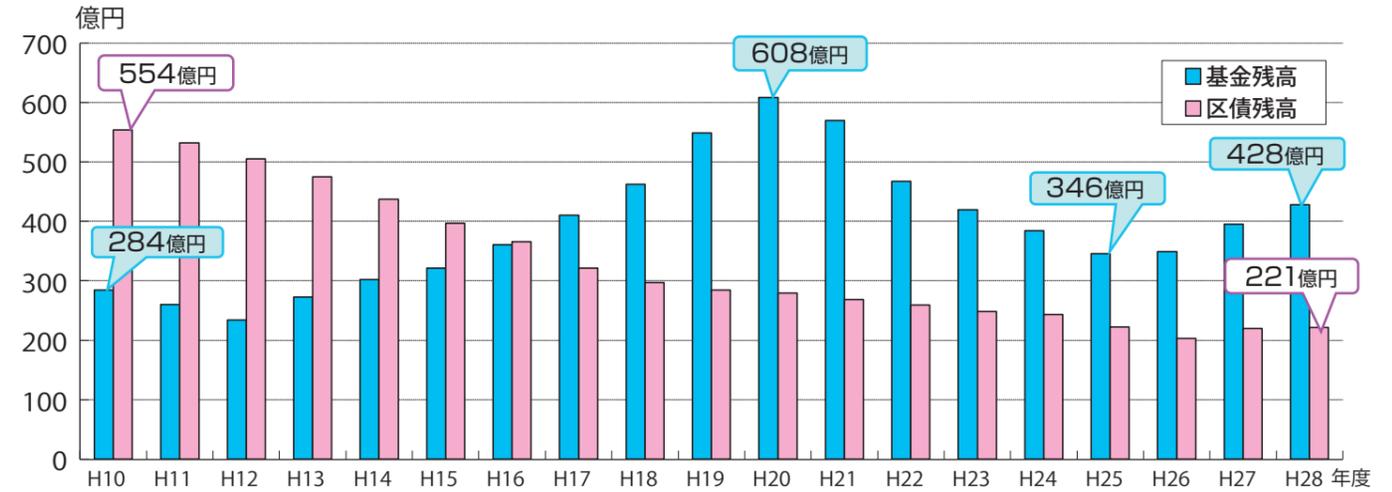
公債費負担比率は、一般財源収入（使い道が特定されない財源）のうち、区債の返済（公債費）に使われた割合を示す指標です。平成28年度決算では、対前年度との比較で増となりましたが、着実にその比率は減少しています。

区債と基金の残高

区債残高と基金残高は以下のとおりです。区債は、学校や道路等公共施設の整備などに充当する借入金です。平成10年度には、その残高が554億円ありましたが、着実に償還したことにより、28年度では221億円まで減少しています。

また、区の貯金である基金は、20年度をピークに減少し続けていましたが、26年度には増に転じ、28年度決算では428億円となっています。

28年度決算では、基金残高が、区債残高を207億円上回っていることから、区には一定の財政対応力があると言えます。しかし、先行き不透明な社会経済情勢や今後の行政需要などを考えると、今後とも基金を積み立てるなど、安定した財政基盤の確保に取り組む必要があります。

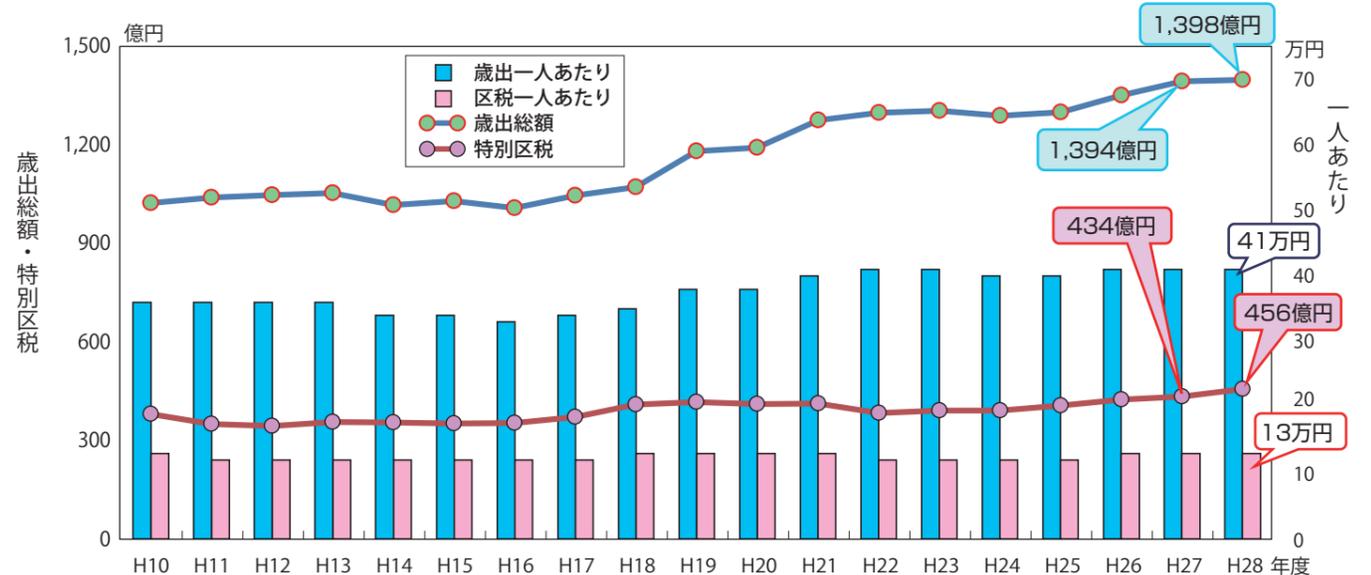


区の貯金である基金には、区税等が大幅な増収となった場合に積み立て、財源が著しく不足した場合に活用する「財政調整基金」と、あらかじめ特定の目的のために積み立てる「特定目的基金」などがあります。

財政規模（歳出）と区税収入

下のグラフは、平成10年度からの一般会計の歳出総額と特別区税の推移を示したものです。28年度は第三次実行計画の初年度にあたり、計画に示した5つの基本政策の実現に向け、積極的に事業を推進しました。これにより、28年度の歳出決算は対前年度4億円増（27年度決算1,394億円）の1,398億円となり、過去最大となっています。

特別区税収入は、景気後退の影響により22年度に減となりましたが、23年度以降は堅調に推移し、28年度は納税義務者数の増に加え、収納率の向上などにより、対前年度22億円増（27年度決算434億円）の456億円となっています。これらの数値を区民一人あたりに置き換えると、区民一人あたりの歳出額が41万円であるのに対して、区民税は13万円となっています。



Ⅲ 都区財政調整制度について

[※29年度当初算定]

23区の区域は、人口が高度に集中する大都市地域であり、その特殊性から、区域全体として一体的・広域的に処理する必要のある市町村事務の一部（上下水道や消防など）を都が行っています。このような都と区の役割分担のため、

- ①23区と東京都の間では、通常、市町村の収入となっている固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税を都が徴収し、23区と都で財源を分け合う特別な制度がとられています。
(23区と都の都区間の配分割合は、55(区)：45(都))
 - ②また、この特別な制度は23区間の財源の不均衡を調整し、23区の行政水準の一定の均衡を図る役割を担っています。
- この二つ(①、②)の機能をあわせ持った制度が都区財政調整制度です。

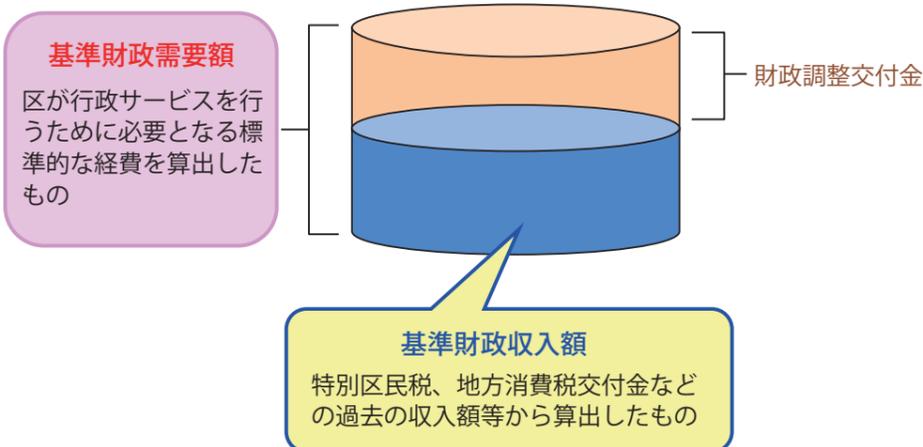
新宿区では、都区財政調整制度による特別区交付金が一般会計歳入の約2割を占める重要な財源となっています。

〈参考〉

- ・平成28年度一般会計歳入決算
1,436億円のうち特別区交付金（都区財政調整交付金）283億円（19.7%）
- ・平成30年度一般会計歳入予算
1,464億円のうち特別区交付金（都区財政調整交付金）275億円（18.8%）
(P.1下段参照)

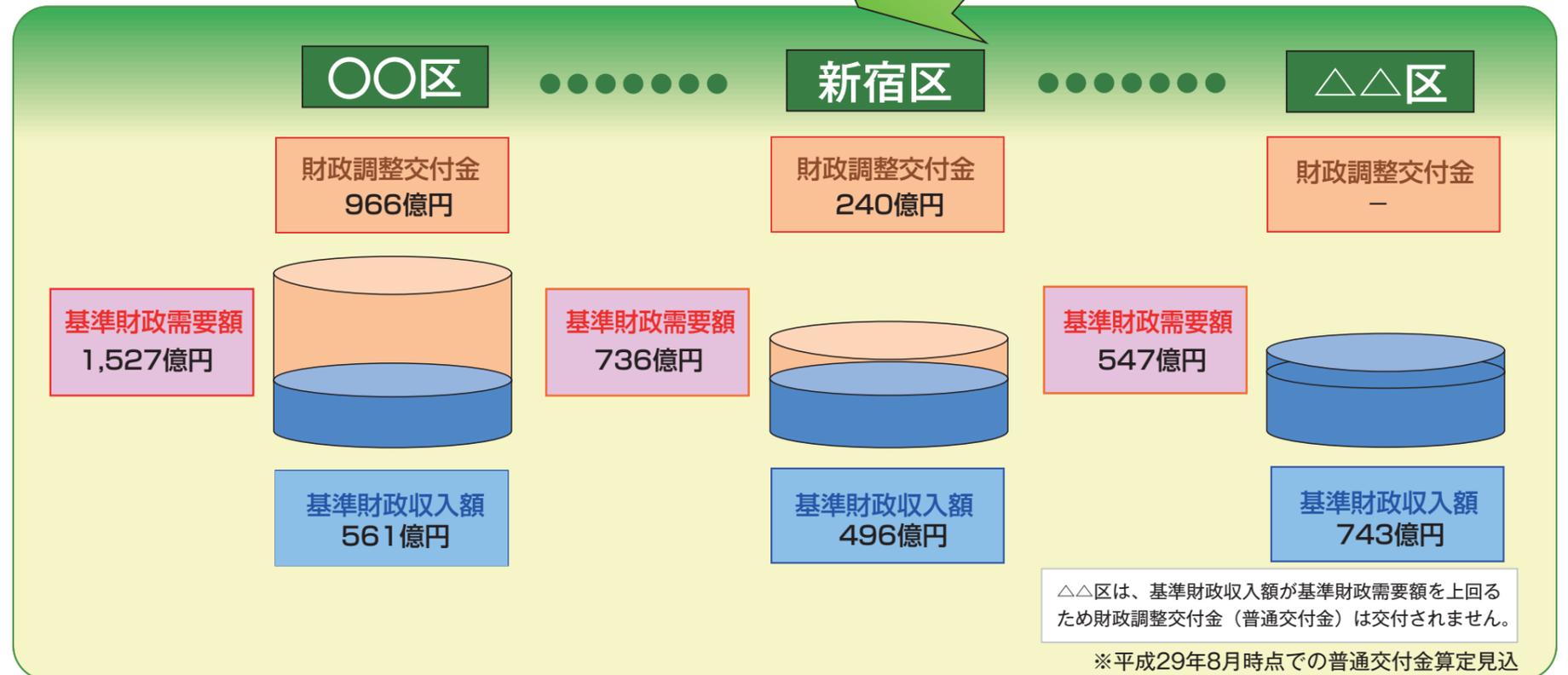
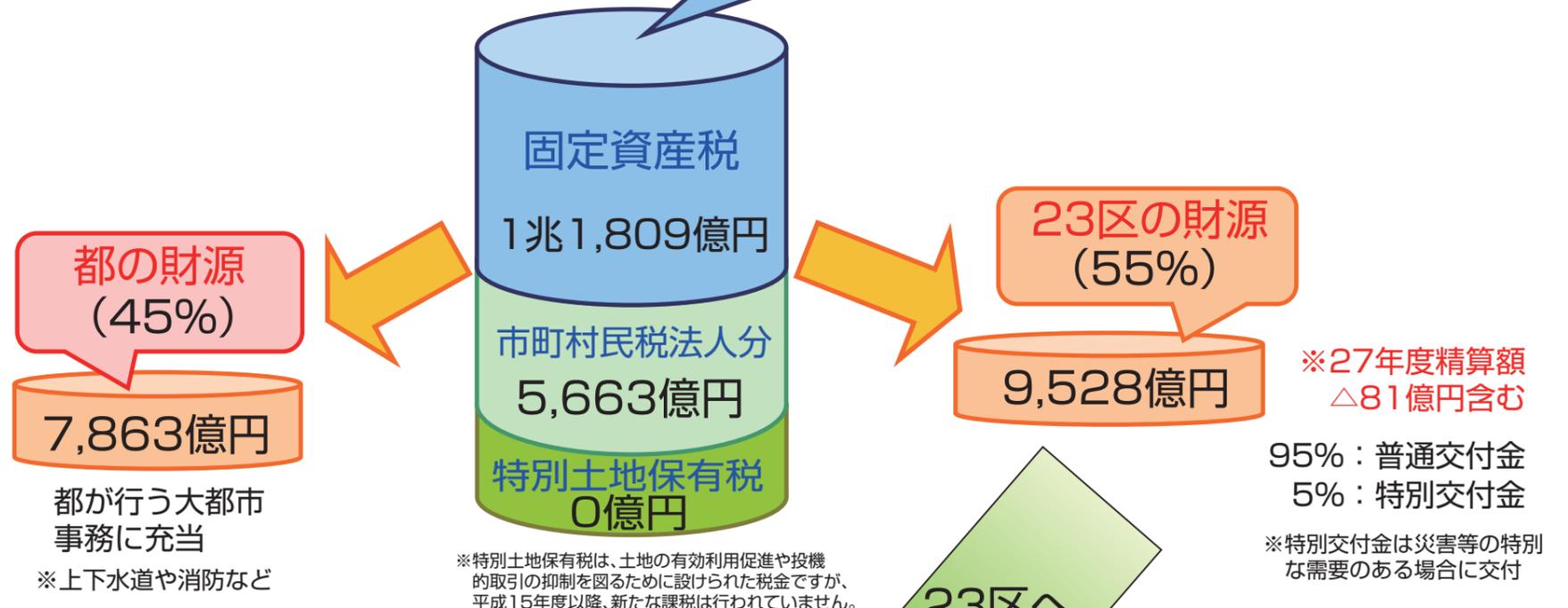
財政調整交付金の計算方法（普通交付金）

財政調整交付金 = 基準財政需要額 - 基準財政収入額



※財政調整交付金のうち、95%が普通交付金、5%は特別交付金として、災害等の特別な財政需要がある場合に交付されます。

財政調整の原資：1兆7,472億円
固定資産税・市町村民税法人分・特別土地保有税



Ⅳ 平成28年度財政健全化判断比率

自治体の財政状況を早期に把握し、破綻を防ぐことを目的に制定された「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、自治体財政の健全度を測る4つの指標（健全化判断比率）が定められています。健全化判断比率は、毎年度、監査委員の審査に付した上で、議会に報告し、公表することとされています。

平成28年度決算に基づき算定した新宿区の比率は、以下のとおりです。

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
(実質赤字比率はありません)	(連結実質赤字比率はありません)	▲3.4%	(将来負担比率はありません)
早期健全化基準 11.25%	早期健全化基準 16.25%	早期健全化基準 25.0%	早期健全化基準 350.0%
財政再生基準 20.00%	財政再生基準 30.00%	財政再生基準 35.0%	

平成20年度から各地方公共団体に公表が義務づけられた財政状況を示す4指標について、国が定めるすべての基準を下まわっています。

早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第4条の規定に基づき、「早期健全化基準」の数値以上の場合は、財政健全化計画を定め、自主的な財政再建が求められています。

財政再生基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第8条の規定に基づき、「財政再生基準」の数値以上の場合は、財政再生計画を定めることが義務づけられています。

国による不合理な税制改正について

国は、地方税である法人住民税の一部を国税化し、消費税率10%段階において、これをさらに拡大する法改正をしています。地方消費税清算基準の見直しやふるさと納税制度による減収も含めると、特別区全体の減収額は、現時点で1,300億円を超えており、消費税率10%段階では2,000億円に迫る規模になると試算されています。これは、人口50万人程度の特別区の財政規模に相当する大きな額です。

新宿区への影響額は、現時点で約50億円、消費税率10%段階においては約74億円の減収になると試算しています。こうした不合理な税制改正は、新宿区の財政基盤を揺るがし、良質な区民サービスの提供にも大きな影響を与えることが懸念されます。

特別区は、こうした国による不合理な税制改正に対して「地域間の税収格差の是正は、地方交付税で調整されるべき」という23区共同の声明を発表するとともに、全国の自治体がともに発展・成長しながら共存共栄を図ることを目的とした「特別区全国連携プロジェクト」などを通して、全国各地の活性化、まちの元気を生み出す取り組みを展開していきます。

なお、特別区の主張については、新宿区のホームページ（財政のページ）からご覧になれます。

（新宿区ホームページアドレス）<http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

このパンフレットは、新宿区の財政状況について、区民の皆様にご覧いただけるかぎりわかりやすくお知らせし、区政への関心をより一層高めていただくことを目的に作成しました。

なお、今回ご案内しました「新宿区の財政」のほか、予算・決算については、新宿区のホームページでご確認いただけます。

平成30年3月発行

編集発行：新宿区総合政策部財政課 新宿区歌舞伎町1-4-1 電話 (03) 5273-4049 FAX (03) 3209-1178
新宿区ホームページアドレス <http://www.city.shinjuku.lg.jp/>

新宿区は、環境への負荷を少なくし、未来の環境を創造するまちづくりを推進しています。

本誌は、森林資源の保護とリサイクルの促進のため、古紙を利用した再生紙を使用しています。

 R100
古紙配合率100%再生紙を使用しています